

秋田県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業補助金Q & A

	質問	回答
1	<p><b>【事業全般】</b></p> <p>事業対象は、1 法人当たり、1 事業所当たりのどちらか。</p>	<p>1 事業所当たりになります。</p>
2	<p><b>【事業全般】</b></p> <p>技能実習生向けの取組は補助対象となるか。</p>	<p>取組の対象となる外国人介護職員について、在留資格は問いません。</p>
3	<p><b>【事業全般】</b></p> <p>今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。</p>	<p>補助対象になります。ただし、雇用予定であることを証明する書類が必要になります。</p>
4	<p><b>【事業全般】</b></p> <p>補助対象経費は明確に区分する必要があるか。</p>	<p>各経費がどの補助対象経費に該当するか明確に区分する必要があります。                      なお、実績報告の際は、各補助対象経費の支出に係る関係書類（契約書や領収書の写し等）提出が必要となります。</p>
5	<p><b>【コミュニケーションを促進する取組関係】</b></p> <p>オンラインによる日本語学習を実施するにあたり、タブレット端末の購入費用は補助対象になるか。</p>	<p>本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合のみ補助対象とします。なお、日常生活や業務以外の目的にも利用する場合は補助対象外です。</p>
6	<p><b>【生活支援に必要な取組関係】</b></p> <p>外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。</p>	<p>交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外です。                      なお、地域との交流会等についても同様です。食糧費として補助対象経費と認められるのは、講師や参加者に対する茶菓子代程度になります。</p>
7	<p><b>【生活支援に必要な取組関係】</b></p> <p>自転車や家電等の購入経費、アパート等の賃貸料金などは対象となるか。</p>	<p>外国人介護職員の生活に必要な物品の購入やアパートの賃貸料等の経費は補助対象になりません。</p>